☆帝国主義の侵略反革命、社会帝国主義の武装反革命を粉砕し、世界革命戦争—世界プロ独を組織する世界単一党を国際階級闘争の最前線に建設せよ！

1974年
11月20日
第300号
編集発行人　高木一夫
一部100円
購読料(〒共)20回分3000円
30回分4000円

烽火

共産主義者同盟(全国委員会)
大阪戦旗社　大阪市大淀区本庄中通3—33
TEL (06)371—3706
東京戦旗社　TEL (03)650—4271

フォード来日・訪韓・訪ソ阻止闘争の管制高地踏み固め

11—12月政治・組織戦の勝利へ

一切の日和見主義者の敵対をはねのけ70年代中期政防の勝利導く不抜の革命党へ

九—十月談山公判闘争、10・21中核闘争、そして11・18、21、22フォード来日・訪韓・訪ソ阻止闘争の連続的高揚と今秋期年末闘争における労働者階級の持続的高揚は、一切の諸潮流・諸党派のその真がんを問うており、何よりもこの攻防の最前線に立ち切ったわが党と革命勢力の布陣の現出によってこそ、この70年代中期階級闘争の本格的攻防局面の到来が刻印された。

十月三一日、東京高裁・寺尾は、無実の邵彦青年・石川一雄氏に、文字通り日帝・国家権力の「階級的威信」をかけて暴虐の絞首刑判決＝「無期懲役」判決を下し、石川氏をはじめ部落大衆と労働者階級・人民の怒濤のような糾弾闘争に一大挑戦状をたたきつけた。更に十一月十八日からの米帝国主義の南朝鮮・フォードの来日・訪韓・訪ソによって、米帝、日帝、ソ連社帝は、勝利へむけた強大な前進を戦取する朝鮮＝アジアの民族解放闘争に対する鋼鉄の圧殺とその反革命体制の再編・再編立の野望を全世界に宣言し、あろうことか

フォード来日・訪韓・訪ソをめぐる革命と反革命の分岐を—更に大胆に押し拡げよ

十一月「フォード来日、訪韓、訪ソが、本質的に意味するものは、明らかに、深まりゆく世界的危機に対応した、米、ソ、日によるアジアにおける反革命体制の再編・強化であり、それは同時に民族解放闘争と革命勢力、革命的危機に対する圧殺攻撃である。

なぜならば、つまるところ、十一月「フォード外交」は、第一に、十月八日以来のキッシンジャーによるアジア・東欧歴訪、とりわけ二十三日から四日間の、キッシンジャー・コスイギン会談におけるⓘSALTⅡ、ⓘ中東問題、ⓘ欧州安保・協力会議を巡る交渉と第二に九月二十二日の日米反革命会議における日帝の役割の強化の確認、第三に、十月二十九日から四日間に渡る「第六回日・ソ経済合同委」における、日帝とソ連社帝の一定の結合、第四に、九月二十三、四日の米韓安保協議会における米帝の朴政権への更なるガイライ化の約束守の基礎の上に、その収斂点として展開されようとしているのであり、それはまた、更に来年初頭における、日・ソ外相会議、日韓定期閣僚会議における内容を規定するものとして存在しているからである。このように明らかにフォードは、反革命体制の強化と朝鮮危機の圧殺を、最大の眼目として乗り込んで来るのであり「核持ち込みの中止」雨きとして受け入れる＝民社党等の踏絵な加担者は徹底糾弾されねばならない。

また、代々木は、自らの党派性である「核問題」すら提起しえず、「平和と安全（十月二十三日、全国活会、宮本発言）の観点から取り組むべき」に指平している。また、社会党及び革マル派はもっぱら「基地問題」「核問題」の一国的視点から位置付けており、この数カ月の世界情勢の流動とその意味するものを全く欠落させるブルジョア民族主義・転落している。このように、口先で社会主義を叫びながら、実践でブルジョア民族主義に屈服する事により、社会排外主義の極めて顕著な現流をなしている。対共、革マルは、今秋闘争における「自民」に対した国書現困であり、権力問題を巡って、人民戦線派、即ち敵性に陥した敗北主義戦線派の日和見主義的な「革新政」論であるこの潮流とは、情勢の煮つまりが組織されてゆく中で、非妥協的に闘い抜かねばならないものとして存在している。

「アジアの平和と安定」などとうそぶいている。そして、労働者・人民の目を欺瞞的な「政権交代劇」にむけさせその怒りを去勢しようとしている。そして、労働者・人民は、このような暴虐非道の帝国主義者と走狗どもに、何でもって応えればよいのだろうか。こうだ！これは何よりも、日本労働者階級・人民自身への攻撃ではないか。フォード来日・訪韓・訪ソをめぐる革命と反革命の分岐を更に大胆に押し拡げよ。「フォード外交」をテコとした米＝ソ＝日による朝鮮＝ナジア民族解放闘争の圧殺を許すな。深まる帝国主義の体制的危機に抗し、一切の日和見主義者の敵対をはねのけ、70年代中期階級闘争の本格的激動を切り拓け。そしてその勝利を導く不抜の革命党と革命的布陣を築き固め、11—12月政治・組織戦に勝利せよ。

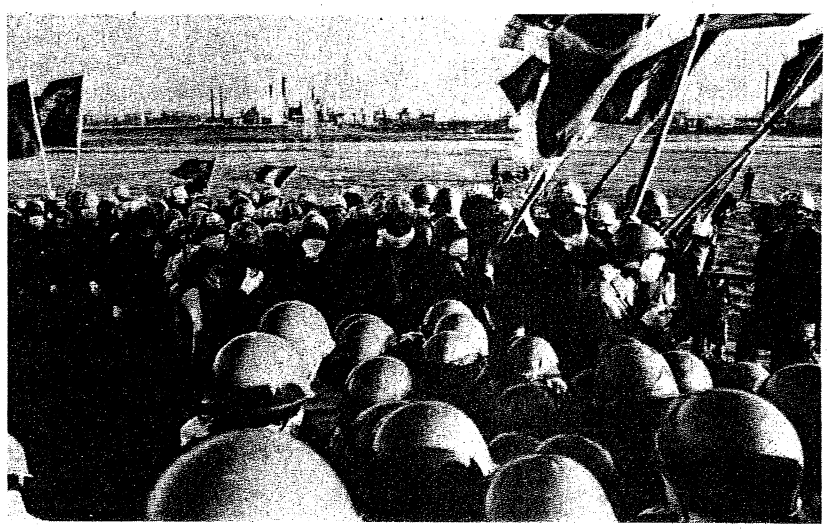

（写真は11・18羽田闘争）

11・18羽田、21京都、22伊丹

フォード来日・訪韓に怒りの戦列

連続闘争にのべ千二百

11・18、21、22フォード来日、訪韓、訪ソ阻止闘争は、わが党と革命勢力の布陣のべ千二百名を最先端として、フォードに思つく間も与えず羽田、京都、伊丹と連続して終結闘敗に追い込まれた。

米帝の頭目・フォードと、日帝・田中をこと祝した。日米安保（＝反革命）体制の堅持と、米韓・日韓体制の更なる強化を宣言し、更にソ連社帝との間に民族解放闘争圧殺をめざす「アジア集団安保」構想を進め、帝国主義、社会帝国主義の世界支配再編・再編立の一歩をうたいあげた。

この攻撃を何よりも日本労働者階級・人民自身への攻撃として受けとめ切ったわが党と革命勢力は、十一月十八日羽田、都心大都区周辺敵様地に三千〇名の精鋭が結集し、羽田にむけ果敢なテモを貫徹、フォード来日に対する満身の怒りを帝国主義とその走狗ども叩きつけた。

そして二二日、午後六時から京都三条河原に四百名が結集し、都ホテルで訪韓・訪ソへむけて臨戦たるかもフォードに断固たる反撃を組織した。あくる二三日早朝八時、伊丹空港のそばの豊中市長興寺公園に結集したわが布陣四百名は、日米反革命会議を終る訪韓・訪ソの途に立つフォードに対して、朝鮮民族の反共・反日救国闘争に対し、権力は、東京警視庁を動員をかけて全力をあげてその前面に立ちはだかった。この一連の11・18、21、22

暴虐の無期判決に怒濤の糾弾で応えよ

10・31 狭山公判

日帝の官僚的警察的独裁体制との総力あげた激突で勝利の帰趨を

「部落の兄弟の明日の夜明けの導火線としての完全無罪判決を！」という9・26石川一雄氏の冒頭陳述と、そして、狭山九月決戦の新局面への部落解放闘争の未来と、日本階級闘争の発展をかけた一大攻防として、10・31判決公判糾弾の闘いは、「日帝・寺尾による「死刑判決」攻撃粉砕・完全無罪を奪ちとれ！」のもと、闘い抜かれた。

こうした「狭山差別裁判糾弾闘争完全勝利」の鐘音に恐怖した日帝・国家権力の走狗＝寺尾正二裁判長は「細部はともかくとして、被告が犯人であるという大筋では誤りがない。」と、「有罪・無期懲役」判決を強行した。

我々は「百万部落大衆の運命」をかけて、そして「二雄は絶対にやっていない！」という年老いた御両親の叫びを全身で受けとめ、無実の一部落青年・石川一雄氏を即時奪還しなければならない。一切の空文句と動揺を排し、完全勝利に向けて隊伍を整え、この日帝・寺尾体制による部落差別攻撃を打ち破る70年代中期階級闘争の巨大な前進へとうち進まなくてはならない。

暴虐の無期判決に怒濤の糾弾で応えよ！反帝戦線（全国委）雑賀に関西・京都・東京の糾弾実・狭糾興・電通労働者、医学連の総数三〇〇名の布陣で10・31闘争へ決起した

〈1〉

この日帝＝寺尾の「10・31差別判決」は、再開公判以降「一貫民主的ポーズ」をとりつづけてきた寺尾が「石川の自白」にほぼ意図性があり、警察の取り調べには作為性はなかった」とする再開公判前に宣言した「石川＝クロ」をそのままに入3・22弾劾〈の上にこの「判決」を強行したのであった。

それは二月七日大槻検事の「弁護団は木を見て山を見ない」とする「六鑑定書」を踏まえ「石川の自白」のくい違いを一切隠蔽し、そのうえで「新たなデッチ上げ」（「十一の反論」）に完全に照応して「死刑判決」の事実認定は、細部については「ともかくとして、被告人が〝本件〟及び殺人・遺棄事件の犯人であるという大筋においては誤りはないからこれを正当として肯認できる」という審内田差別判決を踏襲するものである。

そして「被告人の捜査段階における供述内容に多くのくい違いがあり重要な大部分があるのは…被告人のいいなりに供述調書をとりつづけた捜査の結果であると他方、被告人が死刑を免れたい一心から悪い情況はいざ知らず、真偽を交えて供述したためであると判断される。それだけにかえって供述調書の任意性に疑いがあるとは認められない」とさらに至って、デッチ上げのボロを石川青年の「作為性」に転じ、「殺害は発的」というペテン的言辞をもって「死刑判決」は取ずきるのて「無期懲役」なる「差別判決」を強行したのであった。

以上見てきた通り「10・31判決」は、明らかに一審内田判決を監襲し、ウソの「自白」と客観的事実の食い違いを隠蔽ばりがために「三大鑑定」の発見経過、及び足跡、あるいは「六鑑定書」が鮮明につき出した脅迫状の問題点等に触れることなくデッチ上げ証拠を前提として「原判決が自白を証拠の中心と据え……」当然は視点を変えて、まず、自白を離れて客観的に存在する証拠物を鑑定の結果などを検討していった」という具合に「補強」するものであり、もって、狭山差別裁判を「完成」させ日帝の警察的言辞の社会裁体制の「いけえ」として無実の石川一雄氏を採殺し、石川氏を先頭とした部落大衆の決起と、これに導かれ闘い抜いてきた労働者人民の糾弾闘争を公然と踏圧せんとする攻撃に出たのである。

我々は「至新手続き弁論」における「殺害は発的」という「弁護団は木を見て山を見ない」とする「六鑑定書」が鮮明に暴き出した脅迫状の問題点等に触れることなくデッチ上げ証拠を前提として「原判決が自白を証拠の中心と据え……」当然は視点を変えて、まず、自白を離れて客観的に存在する証拠物を鑑定の結果などを検討していった」という具合に「補強」するものであり、もって、狭山差別裁判を「完成」させ日帝の警察的言辞の社会裁体制の「いけえ」として無実の石川一雄氏を採殺し、石川氏を先頭とした部落大衆の決起と、これに導かれ闘い抜いてきた労働者人民の糾弾闘争を公然と踏圧せんとする攻撃に出たのである。

我々は「至新手続き弁論」における「殺害は発的」という「弁護団は木を見て山を見ない」とする「六鑑定書」が鮮明に暴き出した脅迫状の問題点等に触れることなくデッチ上げ証拠を前提として「原判決が自白を証拠の中心と据え……」当然は視点を変えて、まず、自白を離れて客観的に存在する証拠物を鑑定の結果などを検討していった」という具合に「補強」するものであり、もって、狭山差別裁判を「完成」させ日帝の警察的言辞の社会裁体制の「いけえ」として無実の石川一雄氏を採殺し、石川氏を先頭とした部落大衆の決起と、これに導かれ闘い抜いてきた労働者人民の糾弾闘争を公然と踏圧せんとする攻撃に出たのである。

あまつさえ「部落民ならどんなことでもやりかねない」という一審内田差別判決の上に「原審当時は十分検討

「革命党建設」で装いをこらした70年代中期の新たな日和見主義

マル青同批判（中）

《第4章》「第三次再分割戦」の虚構とそのアヘン的役割

安保体制への投降とベトナム革命戦争の清算

マル青同の国際情勢の認識の基調は以下のようなものである。「戦後世界体制が崩壊し、おそらく長期にわたるであろう米帝とソ連社帝を基軸とする第三次再分割戦が開始された。……国際政治は多極化、分化、再編であり、この再分割戦の始まりが全世界人民を急襲に、社会主義と民族解放にめざめさせている」（「共産青年」創刊号）。まさしく彼らは、現代世界を「現代過渡期世界」として把握する視点を一切有していない。この事は、彼らが、一九七年ロシア革命の成功以来の現代世界を科学的に認識する足る理論的基礎を有しておらず、従って、また現代世界を正確する「世界革命」を巡る一切の統一的視点を有していないことを暴露している。

戦後世界体制＝ヤルタ・ジュネーブ体制の崩壊とは何か。現代過渡期世界という、文字通り、世界革命の勝利を現実に孕んだ、そして、その発展のみが、唯一、真に歴史たりうるという、百万のスターリニストの暗証によっても抉って逆転させることのできないレーニンとロシア革命が形成した最も偉大な世界史的地平に対し、まさしく、ロシア共産党のスターリン主義への裏切りを基礎としながら、歴史の国車を反動的に押しとめるものとして形成されたものが、戦後世界体制＝ヤルタ・ジュネーブ体制に他ならない。

従って、まさに、戦後世界体制の崩壊とは、そのような世界革命へむけたもはや歴史的には押しとどめることのできない世界階級闘争の前進に対する封じ込めとして、まさしく人為的、それ故、一時的な抑圧体制が、歴史の必然的な多みたる世界階級闘争の前進に抗しきれずに破綻を開始したということに他ならないのである。現代世界の本質は「現代過渡期世界＝世界革命の現実性」に他ならず、ヤルタ・ジュネーブ体制は、米帝を軸にソ連スターリニストの帝国主義への屈服と社帝への恒化をもって形成された、世界的反革命抑圧体制であって、その意味では政治的上部構造に他ならない。

従って ヤルタ・ジュネーブ体制の崩壊としてのちあらわれている世界的情勢は、次の時代においてその崩壊の本質的原動力をなした世界革命の現実性として現出している。すなわちそれは、五〇年代以降の民族解放運動の巨大な圧力の中で、一方においては中ソ論争として形成されたスターリン主義の分解と中国共産党のそれからの離脱と世界革命運動の拠点としての恒化を重要な基礎として、更に、その事に基礎付けられた六〇年代以降の民族解放運動の、ヤルタ・ジュネーブ体制を突きくずす巨大な発展として実現され、そしてそれは、とりわけベトナム・インドシナの巨大な勝利として集中的に実現された。従って、世界情勢は、今や、この世界革命の現実性が、その自己によりかかる抑圧体制をはねのけて、真に世界的現実として、現代過渡期世界の担える革命的推進の主体として世界史に臨するのか、それとも人為的な世界的抑圧体制が、その一方の支柱たるスターリン主義の社会帝国主義への恒化を更に純化して ゆくとともに、更にもう一方の支柱たるヤルタ・ジュネーブ体制を支える政治的支柱たる帝国主義の世界的反革命同盟と、その経済的基礎たるIMF体制に集約される世界的な金融支配の体系を鉄壁として再編することによって、今ひとたび世界の主人公として資産するのかとして鋭く問うものとして存在しているのである。

よって、帝国主義、そして社会帝国主義の側にとって、ヤルタ・ジュネーブ体制は、直ちに、マル青同の主張する如く「米帝・ソ連社帝を軸とする第三次再分割戦」へとアプリオリに帰結するものではなく、「世界的抑圧体制」を維持・形成する中にしか、再分割戦が展開できないのである。現代過渡期世界は、「世界的抑圧体制」を、世界革命の現実性として、再分割戦の本質的に展開しうるものであり、この事が、現代過渡期世界の本質的に展開しうるものであり、この事が、現代過渡期世界の本質的に展開しうるものであり、この事が、現代過渡期世界

社共の「国民春闘・準春闘」路線＝社会排外主義に抗し

秋季・年末闘争の最前線を担い抜け

11・19ストを切り口とし労働者階級の実力で日帝の傷口を更に押し拡げよ

「今秋季・年末闘争」は、「二・一九統一スト」を頂点として闘われている。今日段階における労働者の状態が「企業国産―解雇」を特徴としており、労働者の憤激と闘いが一層高まっている。

これらは、日帝のより一層の危機の進行に規定されているが故に、根底的な闘いを内包している。社・共は（とりわけ、日共の「自覚左派」までを含めた）「政権構想＝国民春闘路線」として、その排外主義として権力への加担を一層深めている。

労働者階級の自然発生的な闘いの一層の高揚に対し、その革命闘争の位置をより鮮明にするためには「党とプロレタリアートの独自の任務」として打ち出していく事を緊要の課題としていかなければならない。

総評は、「今秋季・年末闘争」を「国民春闘路線の継承発展」上におきいわゆる「準春闘」とし、七五春闘への出発点として位置付けている。

従来、一時金要求のみにしぼられていた「秋季・年末闘争」は、今年はその重要課題として①公共料金値上げ阻止など反インフレの闘い、②年末一時金のインフレ手当て一カ月分、③年金・失対・生活保護基準の改善と春闘から継承した課題、④雇用確保・反合理化闘争、⑤スト権奪還闘争、⑥七五春闘の柱としての最賃制闘争等々の要求をかかげ闘われている。

だが、その「準春闘」は、民間を始めとして全体的に年末一時金要求へと低められつつあり、また戦術的においても然りであり、唯一、公労協・私鉄総連中中軸としつつ「秋季・年末闘争」が進行しつつある現状といえる。当初、総評は、八月第四八回定期大会において、インフレ手当一時金を独自の「三カ月分」の要求から「一カ月分」の要求へと後退し、「第二春闘」という当初の位置付けを「準春闘」へと位置付けが後退している。

また、戦術上（現時点では）においては、勤労の二〇日二八日からの「安全確認通帳」による闘争が闘われながらも、二月三一日闘労・勤労の二四時間ストライキが中止された。従って、この間の「秋季・年末闘争」の総括は、勤労の一二月一〇日からの「安全確認」闘争・地上動労者の二時間就業順法闘争」―「所得政策」―「賃金のガイドラインの設定」を中心とした攻撃をあげることができる。日経連・桜田発言による「春闘一五%以下で防衛」（一〇月三日）、義務教育教員の給与改善について第三次分の「一〇%引き上げ」の年年度予算の見送り（一〇月二二日給与関係閣僚協議会）、労相の諮問機関としての「賃金物価問題懇談会」の発足（八月二日）等々によって明確に裏付けられているといえる。

そして、これらブルジョアジーの攻撃は、従来の「インフレ」「物価の抑制」政策とは、点からのみではなく、「経済成長がセ

10・31狭山判決公判に反帝戦線（全国委）と勇躍決起した電通労働者

我が同盟―電通委員会は、七四春闘―五・一闘争、今年六月～九月・一〇月共山公判闘争をその最前線で組織し抜き、また二方、六九年・七〇年安保決戦―中電マッセンスト―中央権力闘争以降の地平の継承、総括、発展の断固たる党的推進をその歴史的使命として、今日、着々と成し遂げつつある。

我々は、全ての電通労働者に、すでに本紙二面、情勢の中で明らかにされてきたように、今秋闘争を「国民春闘路線の継承発展」上におきいわゆる「準春闘」とし、七五春闘への出発点として位置付けている。

従来、一時金要求のみにしぼられていた「秋季・年末闘争」は、今年はその重要課題として①公共料金値上げ阻止など反インフレの闘い、②年末一時金のインフレ手当て一カ月分、③年金・失対・生活保護基準の改善と春闘から継承した課題、④雇用確保・反合理化闘争、⑤スト権奪還闘争、⑥七五春闘の柱としての最賃制闘争等々の要求をかかげ闘われている。

だが、その「準春闘」は、民間を始めとして全体的に年末一時金要求へと低められつつあり、また戦術的においても然りであり、唯一、公労協・私鉄総連中中軸としつつ「秋季・年末闘争」が進行しつつある現状といえる。当初、総評は、八月第四八回定期大会において、インフレ手当て一カ月分、③年金・失対・生活保護基準の改善と春闘から継承した課題、④雇用確保・反合理化闘争、⑤スト権奪還闘争、⑥七五春闘の柱としての最賃制闘争等々の要求をかかげ闘われている。

また、「準春闘」は、民間を始めとして全体的に年末一時金要求へと低められつつあり、また戦術的においても然りであり、唯一、公労協・私鉄総連中中軸としつつ「秋季・年末闘争」が進行しつつある現状といえる。当初、総評は、八月第四八回定期大会において、インフレ手当て一カ月分、③年金・失対・生活保護基準の改善と春闘から継承した課題、④雇用確保・反合理化闘争、⑤スト権奪還闘争、⑥七五春闘の柱としての最賃制闘争等々の要求をかかげ闘われている。

だが、その「準春闘」は、民間を始めとして全体的に年末一時金要求へと低められつつあり、また戦術的においても然りであり、唯一、公労協・私鉄総連中中軸としつつ「秋季・年末闘争」が進行しつつある現状といえる。当初、総評は、八月第四八回定期大会において、インフレ手当て一カ月分、③年金・失対・生活保護基準の改善と春闘から継承した課題、④雇用確保・反合理化闘争、⑤スト権奪還闘争、⑥七五春闘の柱としての最賃制闘争等々の要求をかかげ闘われている。

また、